

平成19年第3回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成19年5月11日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
- 第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 議案第38号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副町長	佐々木 敬治 君
収入役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 事務局長	小野寺 光廣 君
教育長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 深澤 克太郎
主 査 武田 浩之

庶務班長兼
議事班長 後藤 貞江

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、武藤 威君、10番、戸沢藤一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月11日、1日限りとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査、平成18年度予算、19年2月分並びに3月分の報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ。本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 本日、平成19年第3回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

本日提案の議案等の概要を説明申し上げ、召集のあいさつといたします。承認第1号及び承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成19年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例を専決処分により改正したことについてご承認をいただくものです。承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成18年度美郷町一般会計予算において年度末に交付決定が行われた地方譲与税等の歳入の額による補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものです。承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成19年度美郷町老人保健特別会計予算において平成18年度分の医療給付費の支払いに不足が生じたため、繰り上げ充用による補填に係る補正予算を専決処分したことについてご承認をいただくものです。議案第38号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第1号についてですが、南学校給食センターにおいて給水量に不足が生じるために受水槽を増設するための工事請負費についてお諮りするものです。なお、詳細につきましては担当課長に説明させますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ召集のあいさつといたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） おはようございます。承認第1号 美郷町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。専決処分書にありますとおり地方税法等の一部改正が平成19

年3月30日に交付されたことに伴いまして、美郷町税条例の一部を改正する条例を平成19年3月30日専決第1号で処分しております。今回の改正内容につきましては別紙の議案資料集で説明しますが、改正によります項の繰上げ等の場合は説明を省略したいと思います。議案資料集の1ページ目であります。町民税の納税義務者等第23条第1項中に第5号を追加しております。これは信託法の改正によりまして法人課税信託が新たに創設されまして、その受託者には信託財産から所得についてはそれぞれ別個の法人とみなして課税するものであります。第3項につきましては第5号と同様に法人でない社団又は財団が法人課税信託を受託した場合は法人とみなして課税されるものであります。第30条2項であります。次のページになります。ここでは法人税法の交付年月日を削除しました読み換えとなっております。3ページ目になります。第91条はたばこ税の税率であります。改正前は附則で特例税率としておりましたけれど本則税率としたものであります。3,064円から3,298円。これは平成18年7月1日から施行されております。附則でもこの部分につきましては後で出てきます。5ページ目になります。附則第8条の2に6項が追加になっております。これは住宅のバリアフリーの改修に伴います固定資産税の減額の創設であります。平成19年1月1日現在にある住宅で平成19年4月1日から平成22年3月31日まで改修が行われた住宅につきましては、翌年度分に限って固定資産税を三分の一減額するものであります。5ページ目の一番下の段ですけれども平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例でありますけれども、これは駅ビル関係の固定資産税の特例でありますので該当しませんので省略いたします。6ページ目下の方ですけれども第14条の2たばこ税の税率の特例であります。これは先ほど91条で説明しました特例税率を廃止しまして本則税率としたたけ削除したものであります。8ページ目になります。第17条の2、ここでは証券取引法が金融商品取引法に改正されたものであります。次の第17条の3、9ページ目の第18条第7項、それと10ページ目になります。第18条の4第3項につきましてはこれまで軽減税率の適用をそれぞれ1年から2年間延長したのですが、第18条の4これは租税条約関係で美郷町には該当者はありません。次に11ページ目になります。これも租税条約関係です。第18条の5第1項と2項が追加となっております。これは外国の居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、一定金額を所得金額から控除するというものであります。これも第18条の4と同様に美郷町には該当者はありません。次に議案に戻っていただきまして表紙を入れて5枚開いてもらいます。これは説明しました条例の施行期日となっております。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第1号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 承認第2号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。先ほどの町税条例の一部改正と同様に地方税法等の一部改正が平成19年3月30日に交付されたことに伴いまして、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成19年3月30日専決第2号で処分しております。これも議案資料集で説明いたします。13ページ目であります。第4条第2項と第16条第1項中ではありますが、これは国民健康保険税の基礎課税限度額を53万円から56万円に改正するものであります。第16条第1項は国民健康保険税の7割、5割、2割の減額規定であります。平成19年4月1日から施行することとなっております。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 53万円が56万円にいわゆるプラス3万円となりますけれども、この一応根拠があると思いますけれども、どういうことでたものか3万円上がるという根拠を説明願います。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 根拠といわれましても国からの通達でありますのでその国の通達に合わせて3万円を引き上げたものでございます。

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 国の通達といえばこれだけでなくよくあることですがけれども、それなりに税を求め税を計算する中で根拠というものが取る側も払う側もやっぱり理解が必要だと思います。もう一度お願いします。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 先ほども言いましたとおりこれは国で決まったことでありますのでこれを変えるわけにはいかないと思います。

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 再度ですけれども何でもこういうものが国からどんどんこれからも来る。これだけではなく値上げ値下げを含めて来ると思いますけれども、なんでも国から来るから町でもそうしなければいけない気持ちでいくのかどうか、この町民のためにプラスになるものもマイナスになるものも何でも従っていくのかその考え方。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） やはり地方税法等によりましてこれはすべて動いていると思いますので、国からのこういう指示があった場合は国なりの指示に従っていくべきだと考えております。

○議長（伊藤福章君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第7、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 承認第3号についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。専決処分の内容でございますが歳入歳出予算にそれぞれ3億5,277万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億700万6,000円とするものでございます。7ページをご覧願います。最初に歳入をご説明いたします。歳入の内容でございますが2款の地方譲与税から10款の交通安全対策特別交付金までは3月定例会以降に交付決定があり、額が確定しましたので補正を行ったものでございます。9ページをお願いします。20款の町債でございますが5目、8目、9目いずれも減額しておりますがこれは事業費の確定によるものでございます。次のページをお願いします。次に歳出をご説明いたします。3款民生費、10款教育費、11款災害復旧費でございますがいずれも事業費の確定により地方債が減額となっておりますので財源の組み換えをしてございます。最後の14款の予備費でございますが3億5,277万9,000円を増額補正してございます。戻りまして4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが歳出で説明しました町債について、それぞれに減額した金額を補正後の欄に示してございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

○議長(伊藤福章君) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

承認第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤福章君) 日程第8、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健長(辻 久志君) 承認第4号 平成19年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。老人保健特別会計で支出される医療諸費につきましては支払い基金、国、県及び市町村の負担割合が決まっておりますけれども、精算が翌年度になるために年度内において歳入が歳出に不足したり、あるいは多かったりという過不足が生じることになります。平成18年度におきましては歳入に不足が生じたので平成19年度で精算交付される国庫負担金を繰上充用したものでございます。6ページをお開き願います。歳出から説明いたします。4款1項1目前年度繰上充用金22節補償補填及び賠償金でございまして繰上充用金541万9,000円の追加となっております。続きまして前のページ5ページをお願いいたします。歳入でございまして2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費国庫負担金2節過年度分の歳

入でございます。同じく541万9,000円を追加しております。以上歳入歳出それぞれ541万9,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ26億182万5,000円となるものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第38号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第1号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 議案第38号についてご説明いたします。最後の6ページをご覧ください。最初に歳出をご説明いたします。10款6項3目15節の南学校給食センター受水槽増設工事でございますが、これは六郷学校給食センターの廃止に伴い4月より南学校給食センターの給食供給数が増加しております。この増加によりまして水の使用量が多くなり現在ある既存の受水槽では対応できないため、受水槽を1基増設したいというものでございます。前のページ5ページをご覧ください。歳入でございますが今ご説明した受水槽の増設工事に要する経費

として前年度繰越金を充当いたします。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第38号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第38号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第1号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第1号については原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成19年第3回美郷町議会臨時会を閉じます。

（午前10時26分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成19年 5 月 1 1 日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 武 藤 威

署 名 議 員 戸 沢 藤 一